

かがわオリーブオイル品質評価・適合表示制度実施要綱

制	定	：平成26年10月27日	26生流第52125号
改	正	：平成27年10月14日	27生流第52948号
改	正	：平成28年 5月 2日	28生流第12868号
改	正	：令和 3年 9月 1日	3生流第32245号

(目的)

第1条 この要綱は、香川県産オリーブオイルについて、品質評価基準に適合することの確認及びこれを表示する制度を設け、香川県産オリーブオイルに対する消費者の信頼を高め、その普及と需要拡大を図り、もって本県の農業及び食品産業等の振興に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 香川県産オリーブオイル 香川県内で栽培されているオリーブ樹から収穫されたオリーブ果実のみを原料として、県内で製造されたオリーブオイルをいう。
- (2) 品質評価基準 香川県産オリーブオイル品質評価基準(平成26年3月27日付け25生流第60527号)の3に規定する品質評価基準をいう。
- (3) かがわオリーブオイル 品質評価基準に適合する香川県産オリーブオイルをいう。
- (4) 品質評価・適合表示 製造したオリーブオイルが、かがわオリーブオイルであることを示すため、第9条に定めるところにより、標章を表示することをいう。
- (5) 認定製造事業者 香川県産オリーブオイルの製造事業者であって、品質評価・適合表示を行うことができる者として、第4条による知事の認定を受けている者をいう。

(かがわオリーブオイル品質評価・適合表示制度等適正化審査会)

第3条 品質評価基準に適合することの確認及びこれを表示する制度等の適正化を図るため、かがわオリーブオイル品質評価・適合表示制度等適正化審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(製造事業者の認定)

第4条 品質評価・適合表示を行おうとする者は、あらかじめ、かがわオリーブオイル製造事業者認定申請書(様式第1号)を知事に提出し、製造事業者の認定を受けなければならない。

(製造事業者の認定を受けることができる者)

第5条 前条の認定を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者

とする。

- (1) 香川県内にオリーブオイル製造に係る事業所を有する者であること。
- (2) オリーブオイルの製造について、食品衛生法その他の法令等の規定による許可等を受けていること。
- (3) オリーブオイルの製造施設について、別表第1に定める要件を満たしていること。

(製造事業者の認定の手続等)

第6条 知事は、第4条の認定（以下「認定」という。）の申請があったときは、内容を審査し、適当と認められる場合は、かがわオリーブオイル製造事業者認定証（様式第2号）を交付するものとする。

- 2 知事は、認定をしようとするときは、別に定めるところにより、事前に現地調査を行うとともに、審査会の意見を聴くものとする。
- 3 知事は、認定をしたときは、これを公表するものとする。
- 4 知事は、認定をしないことと決定したときは、不認定通知書（様式第3号）により、理由を付して申請者に通知するものとする。

(製造事業者の認定の有効期間)

第7条 認定の有効期間は、認定の日から2年を経過した日の属する年度末までとする。

- 2 認定製造事業者は、前項の認定の有効期間満了後も引き続き認定の継続を希望する場合は、当該有効期間の更新を申請することができる。
- 3 前項の規定により有効期間の更新を申請しようとする者は、その有効期間の満了の日の2月前までに、かがわオリーブオイル製造事業者認定更新申請書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。
- 4 前条の規定は、有効期間の更新について準用する。ただし、かがわオリーブオイルに係る製造施設に変更がない場合は、同条第2項の現地調査を省略できるものとする。

(品質評価基準に適合することの確認)

第8条 品質評価基準に適合することの確認は、別表第2に定める検査機関、またはInternational Olive Council（インターナショナル・オリーブ・カウンシル）で認定された検査機関及びそれと同等と認められる機関において品質評価基準に定める化学検査及び官能検査により行うものとし、その方法は、別表第3に掲げるとおりとする。

- 2 前項の確認の単位は、同一年度に収穫された果実を原料とし、かつ、果実の貯蔵、採油及び瓶詰め等の工程が同一のラインで製造されたオリーブオイルごととする。

(品質評価・適合表示)

第9条 認定製造事業者は、品質評価基準に適合することが確認されたオリーブオイルについて、自らの責任において、その容器等に別図に定める標章を表示する

ことができるものとする。

2 前項の標章の使用に関し必要な事項は、別に定める。

(変更の届出)

第10条 認定製造事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、かがわオリーブオイル製造事業者認定事項等変更届出書(様式第5号)により、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 認定を辞退しようとするとき。
- (2) 品質評価・適合表示に係るオリーブオイルの製造を中止し、又は廃止したとき。
- (3) 認定を受けた申請の内容に変更が生じたとき。

(製造事業者の認定の取消し)

第11条 知事は、認定製造事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

- (1) 第5条に定める要件に該当しなくなったとき。
- (2) 前条第1号又は第2号の規定による届出があったとき。
- (3) オリーブオイルの製造販売等について、食品衛生法その他の法令等の規定に違反したことを理由として行政処分を受けたとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により品質評価・適合表示を行ったとき。
- (5) 正当な理由なく第13条の規定による報告をしなかったとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、認定製造事業者が、品質評価・適合表示に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

2 知事は、前項の規定により認定の取消しをしようとするときは、あらかじめ、当該認定製造事業者に対しその旨を通知し、意見の聴取を行うものとする。ただし、認定製造事業者からの申出等により認定の取消しを行う場合は、この限りでない。

3 知事は、第1項の規定により認定を取り消したときは、認定取消通知(様式第6号)により当該事業者にその理由を付して通知するとともに、その旨を公表するものとする。

4 第1項の規定により認定を取り消された者は、品質評価・適合表示を直ちに中止するとともに、第6条第1項のかがわオリーブオイル製造事業者認定証を知事に返還しなければならない。

5 第1項の規定により認定を取り消された者は、取消しの日から起算して2年を経過しなければ、新たに認定の申請をすることができない。

(認定製造事業者の責務)

第12条 認定製造事業者は、第8条の規定による品質評価基準に適合することの確認の結果について記された書類等を、当該書類等の送付を受けた日から2年間保存しなければならない。

2 認定製造事業者は、かがわオリーブオイルに係るオリーブ果実の受入れ実績並びにオリーブオイルの調製・容器包装作業の記録、販売先及び販売数量を記した

帳簿を作成し、その帳簿及び関係する書類等を帳簿作成の日から、2年間保存しなければならない。

- 3 認定製造事業者は、品質評価・適合表示に係るオリーブオイルについて、その流通、販売及び標章の使用において事故又は苦情等が発生したときは、その解決に向けて誠実に対処するものとする。この場合において、賠償すべき事故等が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(実績報告)

第13条 認定製造事業者は、品質評価・適合表示を行ったときは、実績報告書(様式第7号)により、品質評価・適合表示に係るかがわオリーブオイルの製造量、販売先及び当該販売量並びに標章の使用実績等について、翌年度の7月31日までに知事に報告しなければならない。

(調査及び指示)

第14条 知事は、この要綱を施行するため必要があると認めるときは、認定製造事業者に対して報告を求めるとともに、認定製造事業者の事務所若しくは事業所又はオリーブオイルの製造工場等への立入調査及び品質調査を実施することができる。

- 2 知事は、前項に規定する調査において、必要があると認めるときは、認定製造事業者に対し、改善その他必要な措置を講ずるよう指示することができるものとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年10月27日から施行する。

この要綱は、平成27年10月14日から施行する。

この要綱は、平成28年5月2日から施行する。

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

別表第1 かがわオリーブオイル製造施設認定要件

① 食品衛生法第51条で定める営業施設の基準を満たしていること。
② オリーブオイルの製造に必要な採油設備、ろ過設備及び瓶詰設備を有し、当該施設においてオリーブオイルの全製造を行っていること。又は、委託先が要綱第2条に規定する認定製造事業者であること。
③ 作業場は個室化されており、また、外からの出入口が定められていること。
④ 採油設備等の清掃・洗浄を行うことができるよう、水道水又は飲用適の水が給水されており、また作業スペースの床は耐水性であり排水可能であること。
⑤ 設備の清掃・洗浄に必要な器具及び作業従事者のための手洗い設備等を有すること。
⑥ 当該施設内で他の製品を扱う場合において、他の製品の混入を防ぐよう対策が取られていること。
⑦ 採油残さ（採油かす、果汁及びその混合物）については、採油施設内に置き場を設けず、採油後速やかに採油施設外に移動していること。
⑧ その他、香川県食品衛生法施行条例第4条の定める施設の基準を満たしていること。
⑨ 施設には、採油から瓶詰めまでの製造工程の管理及び製品の品質管理が可能な専門の技術担当者を1名以上置くこと。
⑩ 当該施設内で他産地の原料を保管している場合は、香川県産(小豆島産)オリーブ果実と識別できる分別保管を行っていること。
⑪ 製造されたオリーブオイルは、瓶詰めされるまで密閉容器に入れられ、特にオイルの変質をもたらさない温度条件下で貯蔵されていること。
⑫ 香川県産(小豆島産)オリーブオイルと他の産地のオリーブオイルを識別できる分別保管を行っていること。
⑬ 自社検査室又は外部機関による品質管理が行われており、分析結果が記録されていること。
⑭ 目視等により製品中に異物がないことを確認していること。
⑮ 原料である香川県産(小豆島産)オリーブ果実の受入れ数量、採油処理量、製造されたオリーブオイルの数量、瓶詰めされた製品の製造本数及び出荷・販売本数について、帳簿等に記録・整理されていること。

別表第 2

基準項目	検査機関
化学検査	
酸度（酸価） 過酸化物価 紫外線吸光度（K232） 紫外線吸光度（K270） 紫外線吸光度（ΔK）	香川県産業技術センター 香川県産業技術センター発酵食品研究所
官能評価	香川県農業試験場小豆オリーブ研究所

上記機関、またはInternational Olive Councilで認定された検査機関

別表第 3

検査	項目	方法
化学検査	酸度（酸価）	基準油脂分析試験法（日本油化学会制定）2.3.1-2013 又はAOCs Cd 3d-63に準ずる。
	過酸化物価	基準油脂分析試験法（日本油化学会制定）2.5.2又は AOCs Cd 8b-90に準ずる。
	紫外線吸光度 （K232）	International Olive Council規定 COI/T.20/Doc. No 19に準ずる。
	紫外線吸光度 （K270）	
	紫外線吸光度（ΔK）	
官能評価	官能検査方法については International Olive Councilの規定に準拠する。下記規定が改訂された場合は最新の規定に準拠する。 専門用語 COI/T.20/Doc. No 4 官能検査グラス COI/T.20/Doc. No 5 官能検査室 COI/T.20/Doc. No 6 パネルメンバー養成 COI/T.20/Doc. No 14 官能検査 COI/T.20/Doc. No 15	

(様式第1号)

かがわオリーブオイル製造事業者認定申請書

香川県知事 殿

(申請者)

住所 〒

申請者名

代表者役職氏名

かがわオリーブオイル製造事業者の認定を申請します。

(添付資料)

- ①申請者の概要(別紙1)、かがわオリーブオイル製造事業者チェック項目(別紙2)
- ②オリーブオイル製造施設の所在地周辺地図
- ③定款又は規約、直近の総会資料(該当するものがない場合は、それに準ずる資料)

(別紙1)

申請者の概要

申請者		
住所	〒	
代表者 (代表権を有する者)	役職	
	氏名	
連絡責任者 (窓口)	氏名	
	郵便番号 ・所在地	〒 -
	所属・役職名	
	電話・FAX	
	E-mail	
主業務		
主要製品		
基金(資本金)		
事業所数		
職員数	職員数 人(正職員数 人・その他職員数 人)	
オリーブオイル 製造施設所在地		
主要取引先		

(裏面に続きます)

○オリーブオイル製造について

オリーブオイル製造の委託の有無	有 ・ 無
※委託がある場合 委託作業の内容	採油 ・ ろ過 ・ 瓶詰 その他 ()
委託業者の名称 (複数の場合はすべて記入)	

○オリーブ生産状況について

品種別オリーブ栽培面積 (県内ほ場)			
品種	小豆郡内	香川県内 (小豆郡を除く)	計
ミッション	a	a	a
ルッカ	a	a	a
ネバディロブランコ	a	a	a
マンザニロ	a	a	a
その他 (※)	a	a	a
計	a	a	a
オイル用果実生産量 (年間)		オリーブオイル製造量 (年間)	
オイル用果実の 年間生産量 (自社)	kg	自社産オイルの製造量	Kg
オイル用果実 購入量	kg	購入果実オイルの 製造量	Kg
委託採油オイル用 果実量	kg	委託採油オイルの 製造量	kg
合計果実量	kg	合計オイル製造量	Kg

※品種名を記載する。

(別紙2)

かがわオリーブオイル製造事業者チェック項目

チェック項目	チェック
①食品衛生法第51条で定める営業施設の基準を満たしていますか。また、第52条で定める営業許可を受けていますか。	
②作業場は個室化されていますか。また、出入口は定められていますか。	
③採油設備等の清掃・洗浄を行うことができるよう、水道水又は飲用適の水が給水されていますか。また作業スペースの床は耐水性であり排水可能ですか。	
④設備の清掃・洗浄に必要な器具及び作業従事者のための手洗い設備等を有していますか。	
⑤他の製品の混入防止措置をとっていますか。	
⑥採油残渣（採油滓、果汁及びその混合物）については、採油後速やかに採油施設外に移して保管していますか。	
⑦採油から瓶詰めまでの製造工程の管理及び製品の品質管理が可能な専門の技術担当者を1名以上置いていますか。	
⑧施設内に他産地の原料を保管している場合は、香川県産(小豆島産)オリーブ果実と識別できる分別保管を行っていますか。	
⑨製造されたオリーブオイルは、瓶詰めされるまで密閉容器に入れられ、特にオイルの変質をもたらさない温度条件下で貯蔵されていますか。	
⑩香川県産(小豆島産)オリーブオイルと他の産地のオリーブオイルを識別できる分別保管を行っていますか。	
⑪自社検査室又は外部機関による品質管理（化学検査及び官能検査を含む）を実施していますか。	
⑫目視等により製品中に異物がないことを確認していますか。	
⑬原料である香川県産(小豆島産)オリーブ果実の受入れ数量、採油処理量、製造されたオリーブオイルの数量、瓶詰めされた製品の製造本数及び出荷・販売本数等について、帳簿等に記録・整理されていますか。	

(様式第2号)

第 号

住 所

氏 名

かがわオリーブオイル製造事業者認定証

令和 年 月 日付けで申請のありましたかがわオリーブオイル製造事業者の認定については、かがわオリーブオイル品質評価・適合表示制度実施要綱第4条の規定により、承認します。なお、有効期間は令和 年 月 日から令和 年 月 日までとします。

令和 年 月 日

香川県知事

住 所

氏 名

令和 年 月 日付けで申請のありましたかがわオリーブオイル製造事業者の認定については、次の理由により認定しないことと決定しましたので、かがわオリーブオイル品質評価・適合表示制度実施要綱第6条第4項の規定により通知します。

令和 年 月 日

香川県知事

理由

(様式第4号)

年 月 日

かがわオリーブオイル製造事業者認定更新申請書

香川県知事 殿

(申請者)

住所 〒

申請者名

代表者役職氏名

かがわオリーブオイル製造事業者の認定の更新を申請します。

(添付資料)

- ①申請者の概要、オリーブオイル製造施設、定款又は規約等に変更がある場合は、変更内容を記載した書類
- ②直近の総会資料（該当するものがない場合は、それに準ずる資料）
- ③その他認定更新に必要な書類

(様式第5号)

年 月 日

かがわオリーブオイル製造事業者認定事項等変更届出書

香川県知事 殿

(申請者)

住所 〒

申請者名

代表者役職氏名

変更内容

住 所

氏 名

令和 年 月 日付け第 号で承認したかがわオリーブオイル製造事業者の認定については、次の理由により取り消したので、かがわオリーブオイル品質評価・適合表示制度実施要綱第 11 条第 3 項の規定により通知します。

令和 年 月 日

香川県知事

理由

(様式第7号)

年 月 日

令和 年度 かがわオリーブオイル製造実績報告書

香川県知事 殿

(申請者)
住所 〒
申請者名
代表者役職氏名

令和 年度かがわオリーブオイルの製造実績について、下記のとおり報告します。

記

香川県産(小豆島産) オリーブオイルの総 製造量			kg
上記のうち品質表示シールを貼り付けて出荷した量			
認証オリーブオイル の種類	スタンダード	プレミアム	
製造量※ ¹	kg		kg
販売量※ ²	kg		kg
主な販売先※ ³			
その他特記事項※ ⁴			

- ※1 製造量には当該年度に収穫された果実で生産されたオイルの量を記載する。
- ※2 販売量には上記で製造したオイルのうち、販売された量を記載する。
- ※3 主な販売先には、個人への直接販売の場合は店頭販売、通信販売(ネット販売、カタログ販売、その他)等を記載する。また、テナント販売の場合は店名(テナント)と記載する。
- ※4 その他特記事項については、認証制度に対する販売先、顧客の意見等を記載する。

別図

使用する標章

